

犯罪プロファイリングは法廷で証拠となるか

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 重田, 園江 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/7198

《個人研究（2002年度～2003年度）》

犯罪プロファイリングは法廷で証拠となるか

重田園江☆

Criminal Profiling as the Evidence in Court

Sonoe Omoda

1. はじめに

「犯罪プロファイリング criminal profiling」は、一九七〇年代以降急速に発達した犯罪捜査の一手法である。その名称は映画やテレビを通じてよく知られているが、天才捜査官が異常殺人者を追いつめる派手なイメージだけが流布しているようにも思われる。実際には、犯罪プロファイリングは捜査だけでなく、犯罪予防や街の安全対策から、法科学 forensic science、犯罪情報のデータベース化、法廷における審理に至るまで、犯罪と刑罰にかかわる広い範囲で用いられ、影響力を持つようになっている。この論文では、プロファイリングの成果が法廷における証拠としての能力を持つかどうかをめぐる議論を紹介し、それを通じて、プロファイリングが犯罪捜査と審判、犯罪者の処遇に対して持つ意味を考察したい。

2. 犯罪プロファイリングの歴史

プロファイリングの証拠能力について論じるにあたって、その歴史と出自を概観しておく必要がある。プロファイリングのはじまりは第二次世界大戦末期、ドイツ敗戦の際ヒトラーがどのような行動に出るかを予測するための米軍によるヒトラーのプロファイルであると言われている。だが、犯罪者の特徴を「予言」するものとして有名になったのは、一九五六年のニューヨークの爆弾魔に関してブラッセル博士が作成したプロファイルを通じてであった。そして一九七〇年代以降、プロファイリングを組織的・体系的に整備する動きが、FBIの中で起こってくる。このころアメリカでは、動機も犯行手口も特異な凶悪事件が多発していた。現場の捜査官たちは、手口の共通性からそれらを「連続殺人者（シリアルキラ

☆政治経済学部准教授

¹ プロファイリングと法廷というテーマに関しては、議論が徐々に蓄積されつつある。たとえば、最先端を行くといえるアメリカの動向に目配りしながら、イギリスにおける文脈にも配慮して書かれた論考に、[Ormerod 1999]がある。

一)」の仕業であると推測していた。だがこうした経験は、捜査官の勘や熟練によって得られる「直感」以上のものとして共有するのが困難であった。それを個人的な経験を超えて広範に利用するため、一つの捜査手法、ツールとして確立したいという彼らの願いが、犯罪プロファイリングがはじまった直接のきっかけであった。FBI 行動科学課の捜査官たちは、全米にまたがる捜査の合間をぬって、収監中のいわゆる「サイコキラー」への面接調査をはじめた。長時間の、あるいは数回にわたるインタビューを通じて、彼らの生活歴、家族構成、犯罪歴、犯行の特徴、犯行時や平時の性格の特徴、行動上の特徴、身体的特徴、犯行の動機、連続犯罪における犯行形態の変化などについて、詳細なデータが収集された。これらの資料を素材として、FBIの捜査官たちは「快樂殺人犯」のタイプ分析を行なうとともに、新たな事件に際して、現場検証や犯人からのメッセージによって、犯罪者の人物像の予測を試みるようになった。そして次第に、行動科学課からの情報は、動機不明の連続事件とおぼしき重大凶悪事件などの際、容疑者を絞り込むために参照されるようになった²。

このようにプロファイリングの出自をたどってみると、それが捜査官の経験知を集成し、データと分析対象を増すことによって、単なる「現場の勘」であった犯罪者のタイプ分析に客観性と信頼性を与え、さらにそれらの情報を多くの捜査機関が共有し利用するために、犯罪捜査の現場から出てきた新しい経験的「科学」であることが分かる。

3. 心理学

プロファイリングが適用され、実際に効果を発揮してきたのは、凶悪犯罪であっても軽犯罪であっても、被害者との接点に分かりにくく、そのため解決の糸口が見つかりにくい事件である。たとえば、通り魔事件のように被害者との人的結びつきとはまったく関係のない理由（たまたま通りかかったなど）で標的が選ばれる場合、捜査の手がかりは現場に残された証拠や目撃証言などに限られる。プロファイリングは、血縁や利害といった被害者との結びつきではなく、犯人の行動パターンや現場に残した痕跡の特徴といった、別の観点からアプローチを行う。そのため、犯罪者や犯罪行動の心理学と、犯罪行動パターンの統計分析という、二つの分野と強いつながりを持っている。

このうち心理学的な要素は、テレビなどを通じて知られている面に多少とも関係してはいるが、実際には捜査官による神がかり的予言のようなものではない。むしろたとえば犯人の「署名」のように、犯罪現場に特徴的な証拠が共通して見られる事件を同一犯による連続事件とみなし、署名の特徴や変化を通じて犯人の人間像や欲求、事件を繰り返すことでその欲求がどのように変化し、あるいは肥大化していくかを推定するといったものである。これは犯人の心理的な特異性への着眼によって、被害者との結びつきとは別の面から、同一犯による犯行を特定し、また次の犯罪に備えることを目指すものである。そして、こうした特徴ある連続事件のデータ蓄積をもとに、犯罪行動の心理学的パターンの類型化（たとえば、「秩序型」と「無秩序型」の区別）を行い、今後の捜査に役立てようとするのである。

² プロファイリングの歴史については、[重田 2003]第七章を参照。

では、こうした心理学的なアプローチによるプロファイリングが法廷で証拠として取り上げられると、どのような問題が出てくるだろうか。捜査の段階でプロフィールが一つの情報として参照される場合、それはあくまで捜査官にとっての参考事項であり、たとえば膨大な数の容疑者のなかから可能性の高い候補を絞り込むために利用すればよい。つまり捜査段階では、プロファイリングは多くの捜査情報の一つに過ぎず、誰が犯人であるかを特定するような精度を持っていなくても、とくに問題にされることはない。だが裁判では、より高い基準をクリアしないと証拠としては認められない。

たとえばある殺人事件の裁判で、心理学者が証言台に立ち、被告が持つ心理的・精神的な性向について説明を行なうとする。その心理的な特徴づけは、被告に対する面談をもとに作られたものである。そしてそれが、犯行現場に残された行動の痕跡や、犯人が与えた他の証拠の分析によって得られる心理的・精神的特徴と共通性を持っているというのが、その学者の結論だとする。ではここで、心理的・精神的特徴という、物的証拠のように手にとって示すことのできない性向は、証拠となるだろうか。また、被告と犯人との共通性という場合、モノではない心的性向の共通性や類似は、何を基準にして誰によって測られるのか。あるいは類似した犯罪が、被告と共通する心理的傾向を持つ人物によって過去になされたというデータが示されたとして、ではそのことが、被告本人とこの特定の事件とを結びつける証拠として、何らかの力を持つのだろうか。

この問題を考察するに当たっては、イギリスで、心理学的プロファイリングがはじめて法廷で直接取り上げられたスタッグ事件における争点が参考になる。この事件は、一九九二年、二三歳の女性が公園で四九カ所を刺されて死亡しているのが見つかったことにはじまる。被害者が二歳の子と散歩中の出来事で、しかもその子は殺された母親の傍らに（おそらく状況を理解しないままで）留まっている状態で発見されたため、イギリス中に衝撃を与えた。警察は心理学者ポール・ブリトンの協力を得て、コリン・スタッグを容疑者として逮捕、起訴した。この裁判ではじめて心理学的プロファイリングの証拠能力が法廷で問われることになったのだが、それとは別の次元で、捜査の合法性が問題になった。警察はスタッグに対して女性覆面捜査官によるおとり捜査を行っていた。ところがこの捜査は自白誘導のための強引なもので、プライベートな男女関係を通じてスタッグのパーソナリティ、言いかえれば異常な性的欲求とそれに基づく犯行の動機について、決定的な告白を引き出そうとするものだった。結果として、容疑者から得られた自白はあいまい、他に決定的な物的証拠も得られず、後には当の女性捜査官からも心理的な後遺症が深刻であるという訴えがなされた。無理な見込み捜査が続けられた背景に、ブリトンによる強い教唆と指揮があったとされ、殺人事件の裁判は、おとり捜査のあり方とそこにプロファイラーが介入することの是非へと論点を移すことになった。結局、捜査手続の違法性を理由にスタッグは釈放され、残忍な女性殺しの犯人は今も明らかになっていない。この事件は、プロファイラーを自称する心理学者が、自身の「心理学的プロフィール」によって得られた犯人像に合致すると確信する人物から、手段を選ばず自白を引き出そうとした特殊なケースなのだが、イギリスでは「プロファイラーは山師」という印象を強く残すことになってしまった。

この事例は心理的プロファイリングの可能性に期待を寄せ、それを支持してきた捜査関係者や心理学

者を落胆させるものであった。ブリトンのスタンドプレーによって、心理プロファイリングそのものが怪しげで合法性が疑問視される心理戦術として一くりにされるべきではないだろう。だが、たとえスタグ事件から強引な手法や法的手続きへの配慮のなさといったある意味で特殊な要素を取り除いたとしても、心理学的プロファイリング全般が抱える課題をこの中に見て取ることができる。

第一に、物的証拠のようにモノとして示すことができない心理的傾向をどのように客観化するのかという課題である。心理学者の単なる意見や個人的見解では、法廷の証拠としては役に立たない。心理学者が法廷で、たとえば犯人の性格の特徴は異常殺人に親和性が高いといった意見を述べた場合、その根拠が長年の臨床経験による「勘」であったなら、これには証拠能力が認められないだろう。第二に、主観的意見の表明に終わることを避けるため、心理学者が心理的傾向を客観化するパターン化や類型化を行なうとする。その場合にもまた、ある心的グループや類型にあてはまることが特定の犯罪や事件と結びつけられるのかという、集合化された傾向や一般的類型と特定の事例との関係の問題が生ずる。こうした課題に対して、プロファイリング研究者のなかにも、特定の現場における犯罪行動や法科学的証拠と結びつかない一般的な心理類型の参照や犯罪者のタイプ分析はすべて非科学的として、捜査上の手がかりとしてすら排除する人たちもいる。だが、その点をあまり厳格にしまうと、プロファイリングが本来持っていた、これまでの捜査や証拠では解決困難な事件に、犯罪心理や犯罪行動の分析を通じて別の角度からアプローチしようとする斬新な発想はほとんど消されてしまう。その一方で、捜査段階とは区別される「法廷」という審理の場で用いられる際には、その妥当性の基準はよりいっそう明確で説明能力の高いものでなければならない。

4. 統計学

こうした高い基準をクリアしようとする「客観化」の模索の中で出てくるのが、プロファイリングを科学にするために統計を用いるという方向である。コンピュータの普及によって、犯罪情報のデータ化は急速に進んでおり、犯罪プロファイリングはこの流れに支えられて新しい手法や技術をつぎつぎと生み出している。また蓄積されるべきデータを選別し、ソフトを開発し、それを現場で利用するためのノウハウが、プロファイリングと連動して出てくるという仕方で、警察業務のコンピュータ化とプロファイリングの発展は軌を一にしているといつてよい。そしてコンピュータは、膨大な資料を統計的に処理するために必須の道具である。

プロファイリングの統計化の中には、身長・性別・人種・年齢といった身体的特徴に関連するものも多い。こうしたデータを用いて、たとえばレイプ事件の捜査において同一人種の男性が優先的に捜査対象とされるように、犯人と被害者相互の身体的特徴の組み合わせから捜査対象を絞り込むことがきわめて有効であることは、広く認められている（ときにこのことが人権上の問題につながるのであるが）。ところが、これが裁判において、「被告と被害者は同一人種である。したがって被告が犯人である可能性は、統計データ（プロファイル）によって高まる」という推論がなされたらどうであろう。背景には、「この

一〇年間のデータを参照すると、この種の犯罪の八〇パーセントは被告―被害者同一人種の組み合わせで起こっている」といった統計情報がある。こうした推論は、裁判官や陪審にとって単なる予断に当たるのか、それとも証拠に基づく推論となるのか。

このことは、犯人の心理や行動パターンの特徴の場合、さらに複雑になる。以下、犯人の行動パターンの類型化において、FBIの手法を批判し、データそのものの中から類型を出現させる必要を強調したデイヴィッド・カンターの方法を例に見てゆくことにする。カンターは、FBIの秩序型／無秩序型の類型があまりにも大雑把な二分法で、実際の犯人像推定にあまり役立たないばかりか、どちらにも分類されない犯罪者が大部分を占めるといった問題を指摘した。そしてこの欠点を克服するため、最小空間分析を用いたファセット理論を開発した。その詳細はここでは繰り返さないが³、特定犯罪（たとえばレイプ）に多く見られる行動要素を数十種にわたって挙げ、個々の事件におけるそれら行動要素間の組み合わせの頻度を数え上げ、一つの犯罪の中にしばしば現れる行動パターンの組み合わせから犯罪者類型を構築してゆくことから成り立つ。たとえばレイプ犯において、物理的暴力と暴言とは、どのくらいの頻度で同じ犯行の中に現れるかといった分析である。これは手口分析の一種とも言えるが、同種の犯罪の中にもさまざまなパターンがあり、その特徴を一連の行動間の結びつきによって把握してゆこうとするものである。

ここでの狙いは、過去の同種犯罪というデータに裏づけられた形で行動パターンの析出を行うことによる、科学的根拠を持った類型化である。では、こうした類型化に基づいて、ある二つの犯行がきわめてまれな同じ行動パターンの結びつきによって成り立っているとする。それを証拠に、二つの犯行が同一人物による可能性が高いという証言がなされたらどうだろうか。過去の犯罪行動データにおける頻度の援用は、ある特定の事件における推論に役立つのだろうか。

身体的特徴においても行動パターン分析においても、問題は過去の同種犯罪における頻度と、現に問題になっている特定の犯罪とを関連づけるところにある。これについて、頻度論的立場をつきつめれば、頻度は繰り返しの試行においてある特定の現象が起こる割合であって、究極的には無限回の試行における確率が算出されるだけである。したがって、この一回について確実なことは何も言えないことになる。しかしこうした前提に立つと、確率統計を援用した証拠はまったく採用される余地がなくなってしまう、たとえばDNAや声紋、筆跡などの鑑定もすべて証拠能力を持たないことになる。

一般的に言って、人間の特性や行動に関わる分野での統計の利用には、「勘の数値化」という側面がつねにある。そこには演繹とは異なる帰納的推論につきまとう、長期的傾向と「この一回」「この一事例」との関係、どのくらい多くの事例を集めると規則性が法則へと格上げされるのかといった問題が必ず浮上してくる。

そこで次に、確率統計にかかわる証拠一般が持つ問題について示すため、DNA鑑定の事例を挙げ、その後プロファイリング固有の問題に立ち戻ることにした。

³ カンターとその「ファセット理論」については、[重田 2003]第七章を参照。

5. DNA の証拠能力

DNA 鑑定は、「同じ DNA 型を持つ人間は百万人に一人」といった表現によって知られ、被疑者同定の決定的証拠となるかのように受け取られている。DNA は専門家以外にとっては、確率的ではなく物理的な証拠として、血のついたナイフと同じような決定的役割をはたすと考えられているのではないだろうか。しかし、百万人に一人という表現自体、これが実は確率的な推論に基づく証拠であることを示している。さらに DNA 一致の算出プロセスを調べてみると、確率計算における判断の幅が意外に大きく、問題が各所に残されていることが分かる。問題の第一の所在は、人間の DNA が一人一人異なっているものの、それらをすべて照合するにはデータが膨大すぎるため、一部分のサンプルを取り、比較照合によって二つのサンプルが同一人物のものかどうかを推測するところにある。「二つの DNA 片の帯模様が放射線写真で同じ場所にあり、まったく位置に違いがない場合、符号 match が宣言される。だが、符号はアイデンティティではない。二つの DNA 片のほんの少しの部分が比べられただけなので、符合が偶然起こることもありうるからだ。そのため、符号の重要度についての決定が必要となり、通常は偶然に符合が起こる確率の計算がなされる」[Redmayne 1995:465]。

実は符合の判定プロセス自体に、判定者の主観が入り込む余地がある。たとえば、サンプルの放射線写真を見たことがある人なら分かるが、DNA 片の帯模様には当然一定の幅がある。照合される二つのサンプルを比べる際、その幅の一部分に若干の違いが見られる場合がしばしばある。この部分的不整合をどこまで一致と見なし、どこからを別のものと見なすかという問題である。こうした「一致の判断」における曖昧さは、具体的な事例に即してサンプルを見ながら議論されるしかない問題であろう。そのためここではこうした事実を指摘するにとどめる。

さて、符号の判定がなされ、二つの DNA 片の一致が宣言されたとする。そうするとさらに、次の段階のあいまいさが出てくるのである。別人のサンプルによる偶然の符合が生じる頻度の計算に関わる問題である。たとえば、一九九〇年代アメリカで DNA 判定が証拠として検討されたディーン事件の裁判では、符号を宣言された十の帯模様それぞれが別人において一致する頻度は 0.26 と計算され、積の法則を用いてそれが十乗され、七十万八千三百八十人に一人の確率ははじき出された。これに対しては、まず DNA サンプルが互いに独立であるという前提で積の法則を用いることへの疑問がある。帯模様一つ一つの一致の確率は、コイン投げの繰り返し試行におけるように、互いが互いの結果にまったく影響を与えないような独立性を持たないのではないかという問題である。さらに、特定の遺伝子配列の頻度は、人種や人種のサブグループによって異なっているというよく知られた事実に基づく批判がなされた。人口中の人種構成や、そもそも「人口」をどのスケールで探ってくるのか、またどこまでのサブグループに分けて考えるかによって、人口中の遺伝子配列の一致頻度は異なってくるのである。つまり、母集団となる人種グループの考え方にさまざまなものがあり、それを確率計算になじむほど精緻にしようとするなら、人種グループの構成とそこでの遺伝子配列の一致頻度について、地域ごとに膨大な調査が必要だということである。

このように、符号の宣言から確率算出にいたる過程にはさまざまな「判断」が介在しており、絶対確実なただ一つの確率を望むことは不可能に近い。さらに、これらを前提とした上での最も重大な判断として、こうした確率を前に裁判官や陪審が下す判決が控えている。

確率数値で示された証拠を有罪無罪の判断に生かす際の困難は、一つにはたとえば百万分の一といった非常に低い確率については、無に等しいと考えたくなる点にある。さらに、確率表現による証拠が数種類組み合わせ合った場合、各数値をどのように総合すべきかにある。これらはいずれも、不確実な情報をもとに判断を下す際の困難に一般化される。この困難に対処するため、頻度論の枠組みを必要とせず、確率を証拠による信念の度合いの変化として扱えるベイズ理論による解決が検討されている。だが、ここにまた大きな問題が横たわっている。ベイズの定理を用いる際には、事前確率の設定が必要となる。たとえば DNA 証拠を得る以前の、被告の有罪についての判断者の信念である。これを裁判官や陪審は数値化できるだろうか。そして、仮に DNA 一致の確率数値が正しいものであるとして、この証拠を得たあとの信念の度合いは、どのように有罪無罪の判定に結びつく、あるいは結びつくべきなのだろうか。ベイズの定理による計算結果が、唯一の「正しい」信念の度合いであると言いうる根拠はあるのだろうか⁴。

以上のように、専門家による数値の提示までのプロセスが、いくつもの（主観を含んだ）「判断」から成り立っていること、またそれを提示された判断者がその数値を解釈し、判決に生かさなければならぬという二つの点で、プロファイリングの証拠能力の問題は、確率数値で表現された証拠一般と抱える問題を共有している。

6. プロファイリング特有の問題

最後に、これらをふまえてプロファイリング特有の問題について述べておく。プロファイリングは、心理学と統計学の要素を併せもつため、これら二つの分野が法廷に持ち込まれる際に惹起する諸問題をそのまま含んでいる。したがって、心理学における「心の計測と評価」と同様に、誰がどのような基準で心的特性を数量化し、分類・評価するのかといった問題点を抱えている。そしてまた、ある人物の心の傾向が特定の犯行と結びつくかどうかについて、裁判官や陪審は心の専門家の見解にしたがうべきなのかという問いにもかかわっている。他方で、確率統計に依拠するため、集団を扱う統計データと一回限りの事件とのつながりをどう考えるべきか、また、まれな確率を伴う証拠（たとえば、犯人と同じ性格類型に属する人物がきわめてまれである）を提示された際、裁判官や陪審はそれをどのように判断に生かすべきかという問題も有する。それでもなお、捜査の場面では着実に浸透しつつあるプロファイリングが、法廷で証拠としての能力を認められ、プロファイラーが証言台に立ち専門家として意見を述べる機会が今後増えていくかもしれない。そうなるなら、このことは法廷と司法の場に、心理学と心理学という法の論理とはまったく異質な起源を有する合理性の様式が持ち込まれることを意味している。そしてそれらが法を凌駕し、法的判断のあり方そのものを変質させてゆくことにもなりうる。

⁴ 法廷における確率計算、とくにベイズの定理の利用については、[重田 2006]を参照。

第一に挙げた、裁判官や陪審が心の専門家の意見をどのように考慮すべきかという点については、精神鑑定が司法に持ち込んできた問題との共通点と相違の両方を考えておく必要がある。

一九世紀末から徐々に、精神医学者と心理学者は「法的責任能力」の問題を足がかりに、「鑑定家」として司法の場で役割を占めるようになった。この問題は、犯罪者を法律違反者ではなくむしろ医療の対象として形成してゆくという、犯罪の医療化や「病氣と治療」というパラダイムが優勢になってきたことと関連している。犯された罪そのものではなく、その人の心の異常性や治療可能性を軸に、処罰と治療を一つの連続体として捉えるような思考法が、裁判の場面で精神医学がはたしてきた役割と一体のものとして批判されてきた。心の専門家が、責任能力を問えるか否かに限って、つまり裁判において被告が被告として成立するかどうかの入り口にだけ関与するというのが、鑑定の建前であろう。裁判官はその見解にしたがって、責任能力ありと見なされれば被告を人格同一性原則に基づく自由意思と責任の枠内で裁き、そうでなければ心の専門家に対処を任せるといった役割分担と線引きが、鑑定の表向きの理由となっている。

だが実際には、鑑定は検察と弁護人にとっては法廷闘争のための手段となっており、心の専門家が裁判ではたす役割はきわめて大きい。複数の鑑定家がいればまったく異なった結果が出てくる場合がしばしばありながら、裁判が精神鑑定に大きく左右される状況は、心の専門家の意見をどう扱うべきかという問いを改めて惹起する。

このことは、司法における事件に関する真理の究明と、精神医学や心理学における犯罪者の心についての真理の構築とが、異質なものでありながら後者が前者の領域に入り込んでいる点に起因する。この意味では、心理学的知見を背景とするプロファイリングでは、同じ種類の問題がつねに現れざるをえない。この人物は、心理学的に見てこのタイプに属する。この特徴ある行動パターンは、犯人のパーソナリティに内在する特定の異常性を強く示唆しており、それが被告に対する面接の結果得られたパーソナリティの異常性ときわめてよく似ている。こうした言明は、裁判においてどのような位置を占め、何らかの価値を与えられるべきなのか。

第二の点については、きわめてまれな確率を与えられた場合、それをどのように自らの判断に組み込むべきかと言い換えられる。もちろん本文で述べてきたとおり、その確率自体の産出プロセスに踏み込んだ議論も必要である。だが、最終的判定者としての裁判官や陪審の立場にとっては、「不確実下の判断」が提起する問題が最も深刻なものであることもたしかである。

このことは、一般的な事例に即するなら、「降水確率二〇パーセント」と「降水確率八〇パーセント」が、どのように異なる判断を促し、そこからいかに異なった行動が帰結するかという問題と共通する論点を持っている。ある数値を与えられた場合に、それがある人の特定の事柄に対する判断や行動にどのような影響を与えるのか、あるいは与えるべきなのかということである。そもそも確率を前にして、「正しい」判断と「間違った」判断はあるのか、あるとすればそれは数学の問題に正しい解答と間違った解答があるのと同じレベルで考えられるようなものなのか。あるいは正しい判断そのものが、判断が関与する共同体メンバーにおいて議論され合意されるべきものなのか。それともそれぞれの人が直感にした

がって判断がなされるべきなのか。つまり、「正しさ」はどのような回路を経て、どのような手続に則って保障されるべきなのかということになる。

これまで司法の世界では、判断の妥当性の問題は「良識」というマジックワードによって回避されてきたと言える。とくに日本では、司法判断の場を裁判官、検察官、弁護士という法律専門家が独占することによって、たとえば心の専門家の位置づけについても、法律専門家内での了解事項があり、一定の慣例的ルールにしたがった利用のしかたがある程度確立してきたのであろう。だが、陪審や裁判員の形で、法律専門家の閉じた世界と言語になじみのない人々が評決に参加するとなれば、そうした方法だけでは十分に対処できなくなることは明らかである。

そのうえ、プロファイリングに限らず統計データに基づく証拠や参考意見は増えていく一方である。一番大きな理由はコンピュータ化によってデータ蓄積と加工が容易になったことであるが、そのほかにも捜査方法の変化や法科学の技術的な進歩によって、さまざまな場面で統計や確率に基づく証拠や証言を取り上げざるをえなくなるだろう。

そのとき「法の論理」や「法の言語」はどのように変容するのか。あるいは法の論理そのものが、法律専門家以外の人間に対しても説明可能かつ理解可能なものとして、まず提示される必要があるとも言える。そのうえで、その論理と心理学や統計学の推論の技法とははたしてどう異なるのか、両者は和解可能なのかを、個別の事例だけでなく司法における審理プロセスそのものの原理的な次元で、問わなければならないだろう。

文献

重田園江 (2003) 『フーコーの穴—統計学と統治の現在』木鐸社

———— (2007) 「心は直観的統計学者か—実験心理学における確率統計モデルの採用」田中耕一・荻野昌弘編『社会調査と権力—〈社会的なもの〉の危機と社会学』世界思想社

Ormerod, David (1999) 'Criminal Profiling: Trial by Judge and Jury, not Criminal Psychologist,' in D. Canter and L. Alison (eds.), *Profiling in Policy and Practice*, Ashgate.

Redmayne, Mike (1995) 'Doubts and Burdens: DNA Evidence, Probability and the Courts,' in *Criminal Law Review*, 464-482.

(おもだ そのえ)